

# 京都市中小企業等 物価高騰対策支援金 追加支援



物価高騰の中、事業の継続に取り組む  
中小企業・個人事業者等の皆様に支援します!

対象者

令和5年4月30日までに開業し、今後も事業を継続する  
意思のある京都市内の中小企業・個人事業者等の方

交付額

法人

3万円

個人事業者

2万円

詳細はこちら



売上減少  
要件は  
設けません。

京都市中小企業等物価高騰対策支援金(令和5年(3/10締切分))の交付決定を

受けられた方

新たな申請は  
**不要**です。

受けていない方

受け取っていただくには、  
**申請が必要**です。

申請方法は裏面をご覧ください。

受付締切

令和5年

8/10

まで

Check!



京都市中小企業等  
物価高騰対策支援金事務局

050-3668-5496

(9時~17時:土日祝日除く)

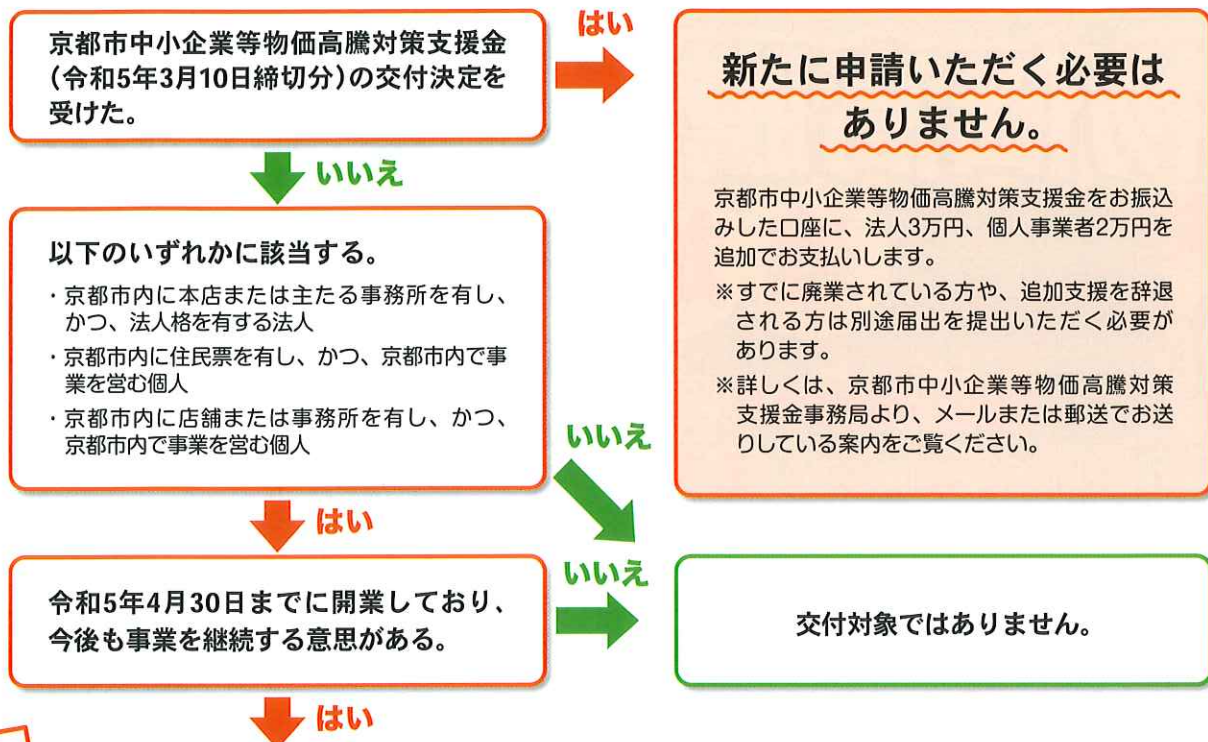


不正受給は犯罪です!

事業を営んでいると偽った申請、書類の偽造等、  
不正行為には厳正に対処します。



# 京都市中小企業等物価高騰対策支援金(追加支援) 対象者判定フローチャート



## 以下の必要書類を添えて、申請書を郵送 またはWEB申請フォームにより申請ください。

※その他、申請書の記載事項及び関係書類の内容確認のため、根拠資料を求めることがあります。

それぞれの必要書類の注意  
点について、申請書記入例や  
WEB申請フォームをご確認  
いただき、誤りのないよう  
ご準備ください。

### 法人(会社)※の方

※会社とは、株式会社、有限会社、合名会社、  
合資会社、合同会社を指します。

- 履歴事項全部証明書  
(申請日前6月以内に取得したもの)

### 法人(会社以外)※の方

※収益事業を行っている法人の方のみ対象と  
なります。

- 履歴事項全部証明書  
(申請日前6月以内に取得したもの)
- 確定申告書別表1の控え  
(直近事業年度分)

### 個人事業者の方

- 本人確認書類  
(運転免許証(両面)又は住民票の写し(発行日が申請日前6月以内)等)
- 京都市内で事業を営んでいることを証する以下のいずれかの書類
  - 収受日が令和5年5月31日以前のもの
    - ・確定申告書第一表の控え(令和4年分)  
※事業収入の記載がない場合は、別途資料の提出が必要ですので、事務局まで  
ご相談ください。
    - ・住民税申告書の控え(令和5年度分)
    - ・開業届(開業日が令和5年4月30日以前のもの)
  - 営業許可証等の許認可証(令和5年4月30日以前から申請日時点まで有効なもの)
  - 事業従事証明書(企業組合の組合員の方に限る)
  - 事業復活支援金の振込みのお知らせ

### 全区分共通

- 申請者及び相手方(取引先)が記載された取引に関する書類  
(申請日前30日以内に発行された、領収書、請求書、納品書、入金伝票又は仕切書のいずれか)
- 追加支援金支払い口座の通帳見開きページ

### 申請方法 申請は1者1回限りです。

申請書(※)に必要書類を添えて郵送いただくか、  
WEB申請フォームの入力により申請してください。  
審査のうえ、追加支援金をお支払いします。

※申請書は、HPからダウンロード可能です。区役所等にも配架しています。

HPは  
こちら



### 郵送先

〒604-8799 中京郵便局留め  
「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」事務局  
宛て

お問い合わせ

京都市中小企業等  
物価高騰対策支援金事務局

050-3668-5496

(9時~17時:土日祝日除く)